

平成 27 年 5 月 12 日

各 位

東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号
株式会社 インタースペース
代表取締役社長 河端 伸一郎
(コード番号：2122 東証マザーズ)
問合せ：取締役経営管理管掌 岩淵桂太
TEL：03-5339-8680 (代表)

内部統制システム基本方針の一部改定に関するお知らせ

平成 27 年 5 月 12 日開催の当社取締役会において、「内部統制システムの基本方針」(平成 22 年 10 月 19 日取締役会決議改定版)について、平成 27 年 5 月 1 日付の会社法及び会社法施行規則の一部改正に伴い、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制および監査・監査役に関する体制の整備に関する事項等を追加・修正いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。なお、変更箇所は、下線で示しております。

記

内部統制システムの基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という。)を整備します。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループは、行動指針を定め、法令及び定款等の遵守が企業活動の基盤であることを認識し、当社の代表取締役社長が経営理念及び経営方針の精神を繰り返し周知させることによって、コンプライアンス意識の醸成と維持及び体制の確立に努めます。
 - (2) 当社の代表取締役社長は、内部監査を直轄し、内部監査計画に沿ってコンプライアンスの状況を監査するものとし、その結果を取締役会及び監査役会へ報告するものとします。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 当社の文書管理規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録及び稟議書等の取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、「文書等」という。)に記録し、適切に保存・管理します。
 - (2) 取締役及び監査役は、これらの文書等を、いつでも閲覧できるものとします。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社および当社グループ各社は、リスクマネジメント規程に従い、当社グループにおけるリスクの洗い出しと軽減に取り組み、リスク管理体制を構築します。また、リスクが現実化した場合には、最小化するための措置を講じます。
 - (2) 当社の代表取締役社長が、当社グループのリスク管理について全社的に統括し、リスク別に責任部署を定め、継続的に監視するものとします。
 - (3) 内部監査では、当社グループのリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を当社取締役会に

報告します。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、定時取締役会を毎月1回、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、迅速に重要事項の意思決定を行える体制を整備します。また、取締役の職務の執行を監督する機関と位置付け、業務の適正を確保します。
- (2) 取締役会は経営計画を達成するため、年度目標及び予算を策定し、効率的な経営資源の配分を行います。
- (3) 取締役会を補完し、取締役の業務執行が機動的に行われるよう、常勤取締役及び常勤監査役に事業責任者を含めた経営会議を開催し、経営計画達成のための具体的な施策を立案・推進し、目標達成状況と阻害要因を把握し、対応策を講じます。
- (4) 当社は、経営企画室及び財務経理部を通じて定期的にグループ会社の業績・経営状況についての報告を受け、その進捗状況の把握に努めるものとします。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社の経営企画室は、関係会社管理規程に従い、関係会社における内部統制状況を把握し、必要に応じて改善等を指導します。
- (2) 当社の内部監査担当は、当社及びグループ会社の内部監査を実施し、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行います。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保等当該使用人に関する事項

- (1) 内部監査担当者は、監査役からの求めがあった場合は、監査役の補助業務を行うものとします。
- (2) 監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役の意見を尊重し、監査役を補助する従業員を置くものとします。
- (3) 監査役を補助する従業員は、監査役からの指示の実効性を確保するため、当該業務において取締役全員からの指揮命令は受け~~ないよう~~、独立して業務を行うことを確保されるものとします。
- (4) 監査役を補助する従業員の人事評価および人事考課について、監査役の同意を得た上で決定されるものとします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社及びグループ会社の取締役及び従業員は、次に定める事項を監査役に報告します。
 - ① 当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ② 毎月の経営状況として重要な事項
 - ③ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ④ 法令・定款違反に関する事項
 - ⑤ 「社員目安箱」(公益通報窓口) への通報状況及びその内容
 - ⑥ その他コンプライアンス上重要な事項
- (2) 当社は、当社及びグループ会社の取締役及び従業員が監査役に報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行わないものとします。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役社長は、監査役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換など意思の疎通を図るものとします。
- (2) 監査役会は、独自に必要なに応じて、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを活用し、監査役業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとします。
- (3) 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用を請求した場合、監査役の職務の執行に必要なでない認められたときを除き、当該費用を負担するものとします。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及びグループ会社は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告

書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの運用を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及びグループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、さらに反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと関係のある企業、団体、個人とはいかなる取引も行なわないとする方針を堅持いたします。また、必要に応じて警察、顧問弁護士などの外部の専門機関とも連携を取り、体制の強化を図ります。

以上